

# 和光市保育料について

## 【抜粋】

和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会

令和3年6月23日

-目次-

1. 保育料見直しの方向性について

(1) 事業費全体における市独自負担割合について

(2) 階層の細分化について

2. 今後のスケジュール

## 1 保育料見直しの方向性について

### (1) 事業費全体における市独自負担割合について

【市の保育料に係る方針（H27）】において、「保育サービスの充実を図りつつ長期にわたり継続的安定的に運営していく」ため、保育事業費全体のうち、市が独自に負担する費用（利用者負担軽減分）を全体の10%に設定した。

#### 【前回の検討結果】

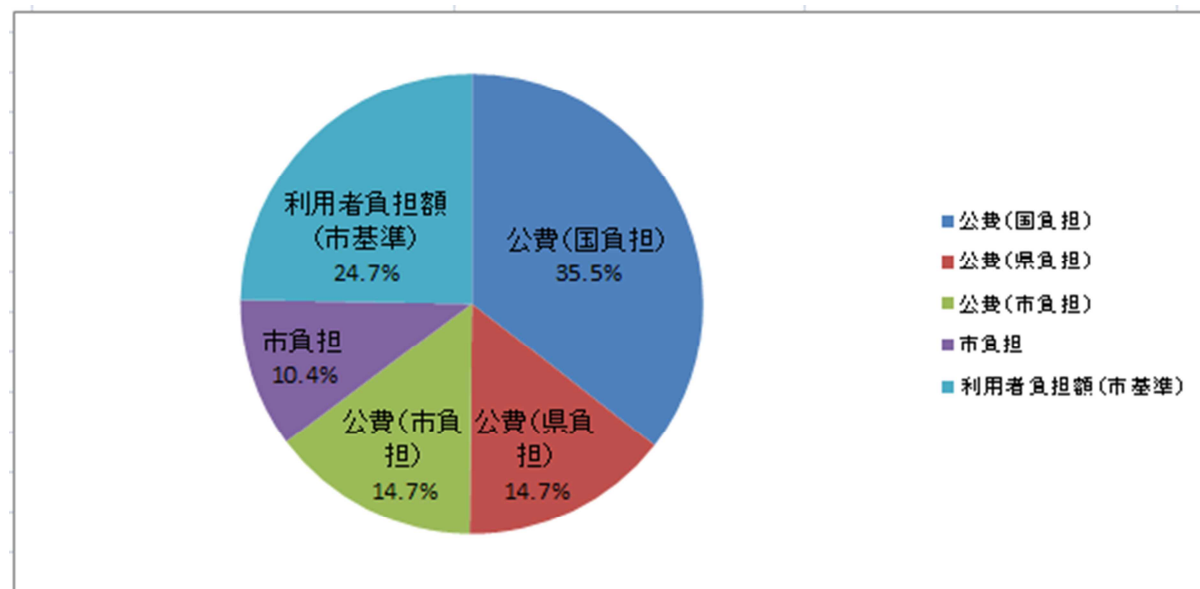
平成29年度の当該検討部会において、平成30年度から令和2年度の保育料について検討いただき、平成27年度の保育にかかる事業費全体のうち、市が独自に負担する費用（利用者負担軽減分）が10.5%であったため、これまでの保育料額を維持する（変更しない）結果となった。

令和元年度の実績ベースで、3～5歳児の保育料無償化を踏まえずに計上した市が独自に負担する費用（利用者負担軽減分）は全体の10.4%であった。（以下、表1参照）

よって、現状維持の方向性としていたい。

表1 令和元年度保育にかかる事業費（公定価格）実績額及び負担割合

	金額(円)	割合
公費(国負担)	926,620,485	35.5%
公費(県負担)	383,681,953	14.7%
公費(市負担)	383,681,953	14.7%
<b>市負担</b>	<b>272,303,420</b>	<b>10.4%</b>
利用者負担額(市基準)	646,087,310	24.7%
利用者負担額(国基準)	918,390,730	
公定価格総額	2,612,375,120	



## (2) 階層の細分化について

前回検討部会からの申し送りより、現行の13階層の細分化について検討いただきたい。

⇒埼玉県平均17階層（最多：上尾市25階層）に比べて少なく、間差額が大きい。（令和元年度調査）

以下の改正案において、特に対象者が多く、且つ、間差額の大きい第7階層（年収640万円相当）～第10階層（年収930万円相当）を主に階層の細分化を図った。

また、現行の保育料階層や改正案に令和2年度の在園児保護者の所得割データを当て込み、現行と改正案との差額を出すことで、月及び年間の保育料にどの程度影響が出るかについて示している。

※ 現行及び改正案の保育料は標準時間のもので作成。短時間の保育料については、現行に合わせ、国が定める保育料の上限額における標準時間と短時間の価格差1.7%を減じて得た額にする想定。

### ●改正案及び作成根拠

#### 改正案1 13階層→15階層

現行の第9階層と第10階層及び第10階層と第11階層の定義となる所得割の間差額が、それぞれ66,000円ずつあり、現行の基準の中でも特に大きいので、33,000円の間差額となるように2つの階層を追加。

保育料については、以下のように調整。

- ①現行の第9階層の世帯の一部が新第10階層に含まれるため、現行の第9階層の保育料を新第10階層に適用。
- ②新第9階層の保育料は、第8階層と新第10階層の間になるように設定。
- ③新第11階層及び新第12階層についても、①及び②と同じ考えで設定。

利点：最大の間差額が縮まり、全体のバランスが整えられる。

保育料が増額となる世帯は生じない。

欠点：依然として埼玉県の平均階層を下回っている。

現行と比べ、全体の保育料総額が減少（年間約680万円）している。（市の独自負担分が増える。）

## 改正案2 13階層→17階層

現行の第7階層から第11階層の間に4つ階層を追加することで細分化。所得割及び保育料の額について、現行の第7階層から第11階層までの間差額が均等になるように設定。

階層間の差額は、所得割が25,500円ずつ、保育料が概ね3,200円ずつになるように設定。

利点：埼玉県平均階層と同じになり、改正案1よりも主たる部分の間差額が細かくなっている。

欠点：均等に設定したが故に、現行よりも増額となる世帯が生じている。新型コロナウイルス（以下、「コロナ」という。）の影響がどの程度か判断しきれない現状で、保育料が増額となる改正は妥当とは言い難いのではないか。

表2 現行及び各改正案の特徴

	階層数	保護者負担増額の有無	市独自負担分の増減
現行	13	なし	なし
改正案1	15	なし	増加 年間約680万円増加
改正案2	17	一部あり	減少 年間約840万円減少

### ●事務局提案

「(1) 事業費全体における市独自負担割合について」及び各改正案の内容から、保育料の骨格は現状維持とし、階層の細分化については、コロナによる影響の低減が見込まれる次回の保育料見直し時（令和6年度）に改めて検討することとする。

今回の保育料見直しの方向性としては、現状維持としたい。

理由としては、以下のとおり。

- ①令和元年度の実績ベースで、市の独自負担分は10.4%であり、保育料に係る方針（H27）を踏まえると保育料骨格は現状維持が望ましい。
- ②コロナ禍において、今後の市の財政状況とコロナによる世帯収入への影響がどの程度となるか見通せない中で、今後3年間の市又は利用者いずれかの負担増となる階層の細分化を含めた改正を行うことは慎重であるべき。

## 2 今後のスケジュール

R3. 6/下旬～7/月上旬	保育料検討部会①に対する意見等を受けて見直し内容等の修正
7/中旬	保育料検討部会② 開催（対面予定）
7/中旬～8/中旬	例規審査
8月中	子ども・子育て支援会議 報告
9/月上旬～下旬	R3年9月議会上程・議決
10/月上旬～	保護者等に向けて、R4年度入園案内等での周知開始
R4. 3/中旬	R4年4月～8月分保育料決定通知発送

以上

## 参考：現行保育料基準表

※年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢

世帯階層区分		利用者負担額（月額）				
		3歳未満児		3歳以上児		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	無料				
第2階層	第1階層に該当する世帯を除き、当該年度分（4月から8月までは前年度分）の市町村民税が非課税の世帯	無料				
第3階層	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税所得割額が0円の世帯	7,200円	7,080円	無料		
第4階層	第1階層から第3階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 48,600円未満	15,600円			15,330円
第5階層		市町村民税所得割額 48,600円以上	24,000円			23,590円
第6階層		市町村民税所得割額 57,700円以上	24,000円			23,590円
第7階層		市町村民税所得割額 97,000円以上	32,040円			31,500円
第8階層		市町村民税所得割額 133,000円以上	35,600円			34,990円
第9階層		市町村民税所得割額 169,000円以上	43,920円			43,170円
第10階層		市町村民税所得割額 235,000円以上	48,800円			47,970円
第11階層		市町村民税所得割額 301,000円以上	57,600円			56,620円
第12階層		市町村民税所得割額 349,000円以上	64,000円			62,910円
第13階層		市町村民税所得割額 397,000円以上	83,200円	81,790円		